

## 南城市観光振興拠点施設条例

### (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の規定に基づき、イベントの開催、災害時の避難場所及び公共的な駐車場としての活用を図り、本市の観光振興に資するため、南城市観光振興拠点施設（以下「施設」という。）を設置する。

### (名称、位置及び供用時間)

第2条 施設の名称、位置及び供用時間は、次のとおりとする。

名称	位置	供用時間
南城市観光振興拠点施設	南城市佐敷字新里18 10番地	午前0時から翌日午前 0時まで

2 前項に定める供用時間の詳細については、規則で定める。

### (施設の利用)

第3条 施設は、イベント等の開催及び駐車を目的として利用することができる。

2 駐車を目的として利用することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号。）第3条に規定する普通自動車とする。ただし、市長が特に許可した場合は、この限りでない。

### (利用の許可)

第4条 施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において管理上必要な条件を付けることができる。

### (利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を拒み、又は利用の中止を命じることができる。

- (1) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設を破損又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 施設の管理運営上又は公営上支障があると認められるとき。
- (5) 発火性又は引火性の物品を積載した車を駐車しようとするとき。

- (6) 市が避難場所として利用するとき。
  - (7) 前各号に定めるもののほか、市長が利用を不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づき利用を制限したことにより利用者が被った損失については、その責めを負わない。

(禁止行為)

第6条 施設を利用する者は、他の者の利用について迷惑を及ぼす行為をしないよう留意しなければならない。

- 2 施設内では、次に掲げる行為を禁止する。
- (1) たき火をし、又は火気を使用する等危険な行為をすること。
  - (2) 施設を損傷するおそれのある行為をすること。
  - (3) 駐車中の自動車を汚染し、又は破損するおそれがある行為をすること。
  - (4) 施設を利用するため、特別の設備をし、又は造作を加える等の行為をすること。
  - (5) その他市長が禁止した行為をすること。
- 3 前項第1号及び第4号について市長が認めるときは、この限りでない。

(退去等)

第7条 市長は、利用者が前条第2項の規定に違反したときは、利用者に施設外への退去を命じ、又は必要な措置をとることができる。

(供用の休止)

第8条 市長は、施設の補修その他必要と認めるときは、施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

(使用料)

第9条 使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第11条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(原状回復又は損害賠償)

第12条 利用者は、その責めに帰する理由により、施設や設備等を破損又は汚損したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由によるものと認めるときは、賠償の額を減額し、又は免除することができる。

(免責事項)

第13条 施設内における盗難、破損、自動車相互の接触等によって生じた損害その他天災地変等不可抗力による損害については、市長は賠償の責めを負わない。

(指定管理者)

第14条 市長は、施設の管理運営上必要と認めるときは、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 指定管理者にその管理する施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) 施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (5) 施設の利用の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に関する事務を除く業務

2 前項の場合における第3条から第8条まで及び第13条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の収入)

第16条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者に利用料金をその収入として收受させる場合において、第9条から第11条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及び規則の定めるところに従い、適正に施設の管理を行わなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第1 (第3条、第9条関係)

区分	使用料
普通自動車	1日1回につき100円

備考

- 1 この表において、「1日」とは、午前0時から翌日午前0時までの時間内での利用をいう。

別表第2 (第9条関係)

区分	使用料	
	1日	8時間未満
A区画	51,000円	25,500円
B区画	39,000円	19,500円
C区画	40,000円	20,000円
D区画	28,000円	14,000円
E区画	25,000円	12,500円
F区画	8,000円	4,000円
全区画	191,000円	95,500円

備考

- 1 この表において、「1日」とは、午前0時から翌日午前0時までの時間内で、8時間以上の利用をいう。
- 2 区画の範囲については、市長が別に定めるものとする。